

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、三木町が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業中谷池地区）を行うことについて平成19年2月22日同意した。

平成19年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀